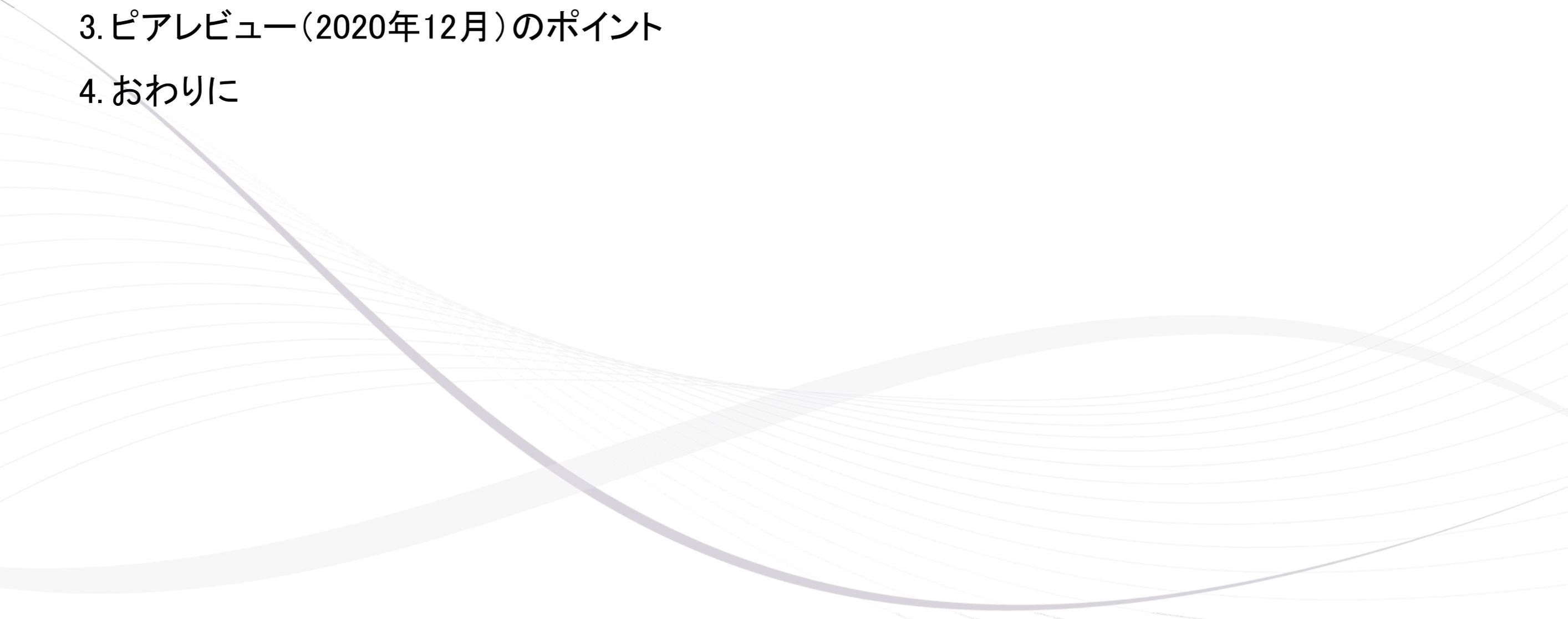


小野委員提出資料

公的年金の財政検証とピアレビュー

第93回社会保障審議会年金数理部会(オンラインセミナー形式)

1. 社会保障審議会年金数理部会の概要
 2. 令和元(2019)年財政検証のポイント
 3. ピアレビュー(2020年12月)のポイント
 4. おわりに
- 

年金数理部会設置の経緯

かつて年金数理部会は総理府社会保障制度審議会のもとに設置された部会であったが、省庁再編に伴って厚生労働省社会保障審議会のもとに設置された(2001年5月18日の社会保障審議会です承)。

第1回社会保障審議会年金数理部会

平成13(2001)年12月25日

資料4

年金数理部会の設置について

第2回社会保障審議会(平成13年5月18日)において、年金数理部会設置が了承された。

年金数理部会

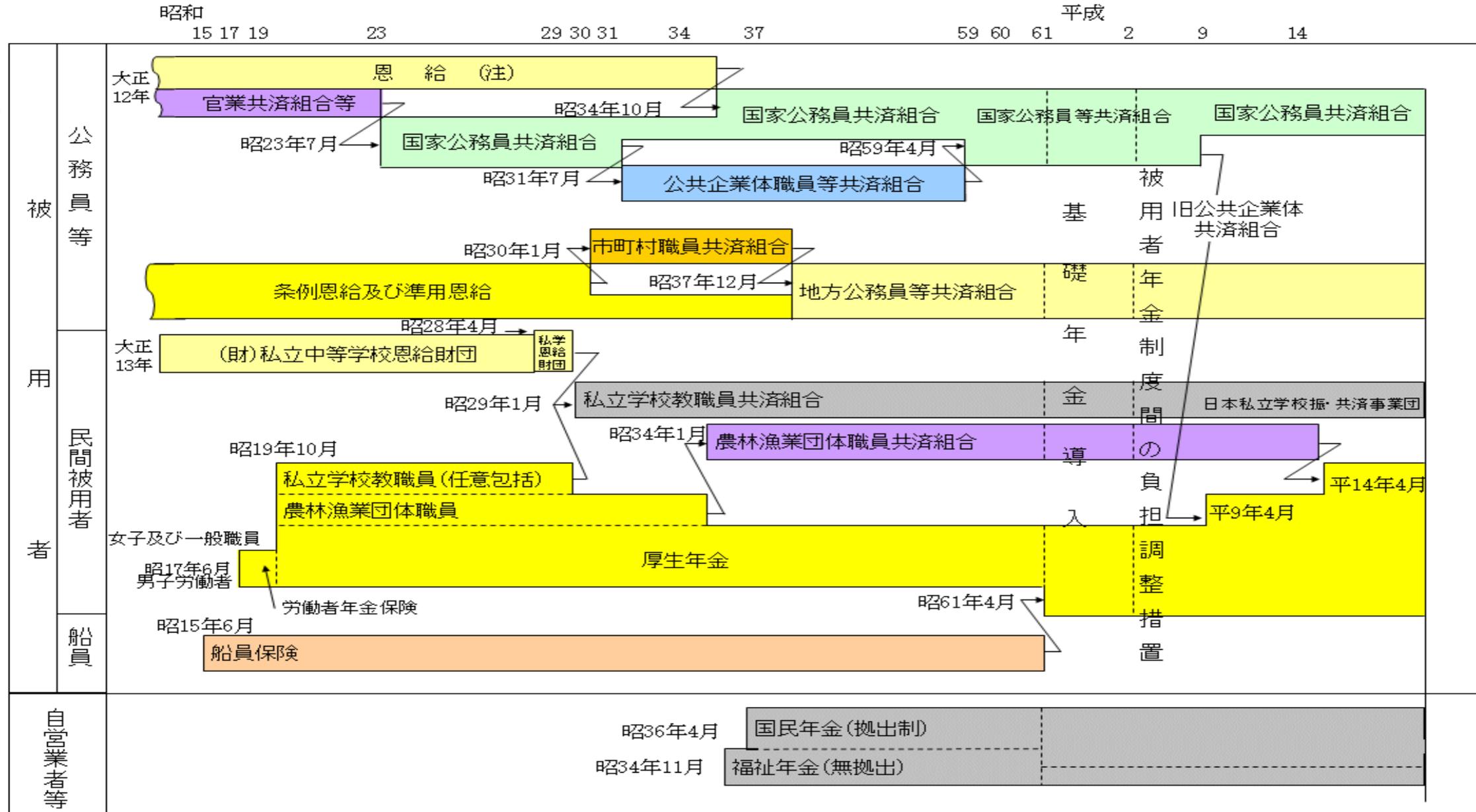
<設置趣旨・審議事項>

- 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13年3月16日)及び公的年金制度の一元化に関する懇談会報告(同年2月28日)の要請を踏まえた検討及び検証
- ・各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること
- ・被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証
- ・農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合に伴い納付される移換金の検証 など

1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

年金数理部会設置の経緯

年金数理部会設置当時の公的年金制度の状況



1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

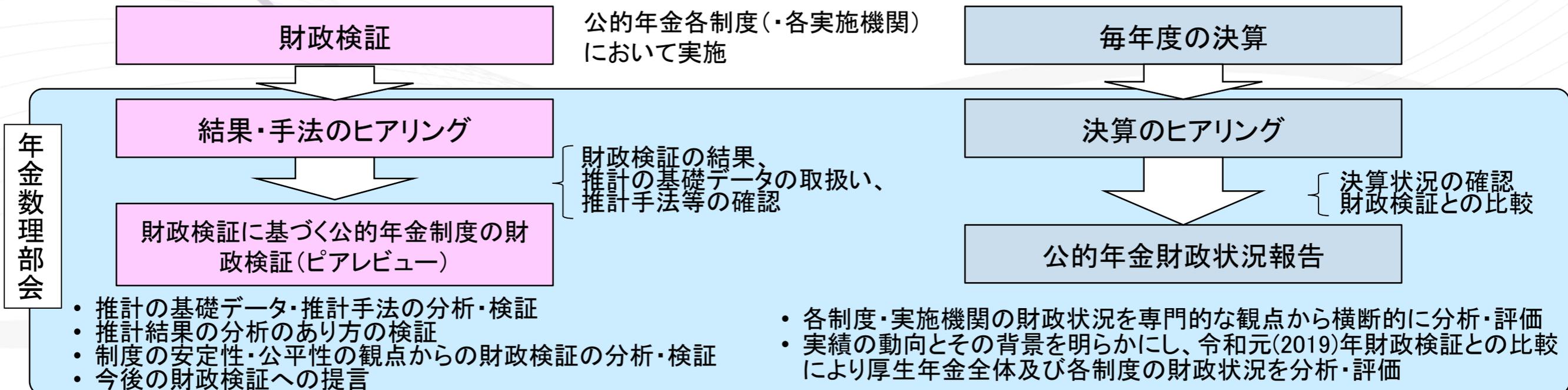
社会保障審議会年金数理部会について

社会保障審議会年金数理部会

- 公的年金制度の一元化の推進に係る閣議決定(平成13(2001)年)の要請を踏まえ、「各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること」などを審議内容とする部会として社会保障審議会に設置。
- 平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された後も、制度の安定性の確保の観点から財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」(平成13(2001)年)

社会保障審議会に年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等から構成される部会を設け、当該部会において被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時における検証のほか、毎年度の報告を求めることを要請するものとする。



1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

社会保障審議会年金数理部会について

設置当初の審議事項

- **各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保に関し**、財政再計算時における検証及び毎年度の報告を求めること
- 被用者年金制度の一元化の具体的な措置が講じられる際の具体的な費用負担の在り方等について、年金数理的な観点からの検討及び検証
- 農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合に伴い納付される移換金の検証 など

現在の審議事項

平成27(2015)年10月に被用者年金制度が一元化された後も、**制度の安定性の確保の観点から**財政検証結果及び各年度の決算の報告を求め審議。

農林漁業団体職員共済組合の厚生年金保険への統合(平成14(2002)年4月)

- ➡ 公的年金制度の一元化に関する懇談会の報告(2001年2月28日)、閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」(2001年3月16日)を経て、第6回年金数理部会(2003年6月12日)にて検証

被用者年金制度の一元化(平成27(2015)年10月)

- ➡ 2009年7月に廃案となった被用者年金一元化法案の政府・与党の検討過程において2006年3月に自民党役員会から検討方針案が示され、第24回年金数理部会(2006年3月23日)にて報告された。2012年8月に成立した被用者年金一元化法においても同様の考え方が規定された。内容に関しては、第52回年金数理部会(2012年12月19日)以降、積立金の仕分けの清算まで数度にわたり説明がなされた。また、2015年11月30日に開催されたセミナー形式の第67回年金数理部会でも報告があった。

1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

社会保障審議会年金数理部会について

各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保→制度の安定性の確保

平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(2006年1月12日)

- 年金制度の安定性の確保に関しては、保険料水準固定方式の場合には、「**給付水準が急激に引き下げられるおそれや、老後の基本的部分を支えられなくなるおそれのないこと**」という観点から検証する。
- 年金制度間の公平性の確保に関して、「**基本的には、制度間で、過去の運営状況等を考慮した上で、同じ年金給付に対する保険料水準に差がないこと**」という観点から検証する。

平成21年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(2011年3月28日)

- 前回からの各制度の財政の安定性、制度間の公平性といった観点に加えて、前回の財政再計算からの変化についても分析を加えることとした。

平成26年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)(2016年2月8日)

- 被用者年金の財政単位の一元化が、ついに平成27年10月に実現をみた。これにより、被用者年金制度間の財政的安定性は格段に強まり、**制度間の公平性は一部経過措置を除き完全に図られた。**
- 制度の安定性の評価については、被用者年金一元化等を踏まえ、まず、**公的年金制度の安定性を、「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること**」と定義し直すこととして、次の点に特に着目して行うこととした。
 - ✓ 実施機関ごとに、将来にわたり積立金が枯渇することなく給付を確実に行えること
 - ✓ 被用者年金の安定性については、基礎年金の給付水準を決定する国民年金の安定性が併せて確保されること

社会保障審議会年金数理部会について

各被用者年金制度の安定性及び公平性の確保→制度の安定性の確保

令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)(2020年12月25日)

- 公的年金制度の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義する。
 - ✓ 持続可能性については、積立水準、各種財政指標、収支項目のGDP比を総合的に考慮して評価する。持続可能性に関連して、厚生年金の各実施機関において、給付費や拠出金などの支出が期限どおりにできることも検証する。
 - ✓ 給付の十分性については、所得代替率(基礎年金、報酬比例年金への分解を含む。)と世帯人員1人当たりでみた賃金水準ごとの給付水準により評価する。
- 公的年金制度の安定性については、「これまでの財政検証との比較」や「財政検証に含まれる不確実性と感応度分析」での考察も参考にして、将来の不確実性を念頭に置きながら評価を行うこととする。

1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

社会保障審議会 年金数理部会 委員名簿（2022年11月28日現在）

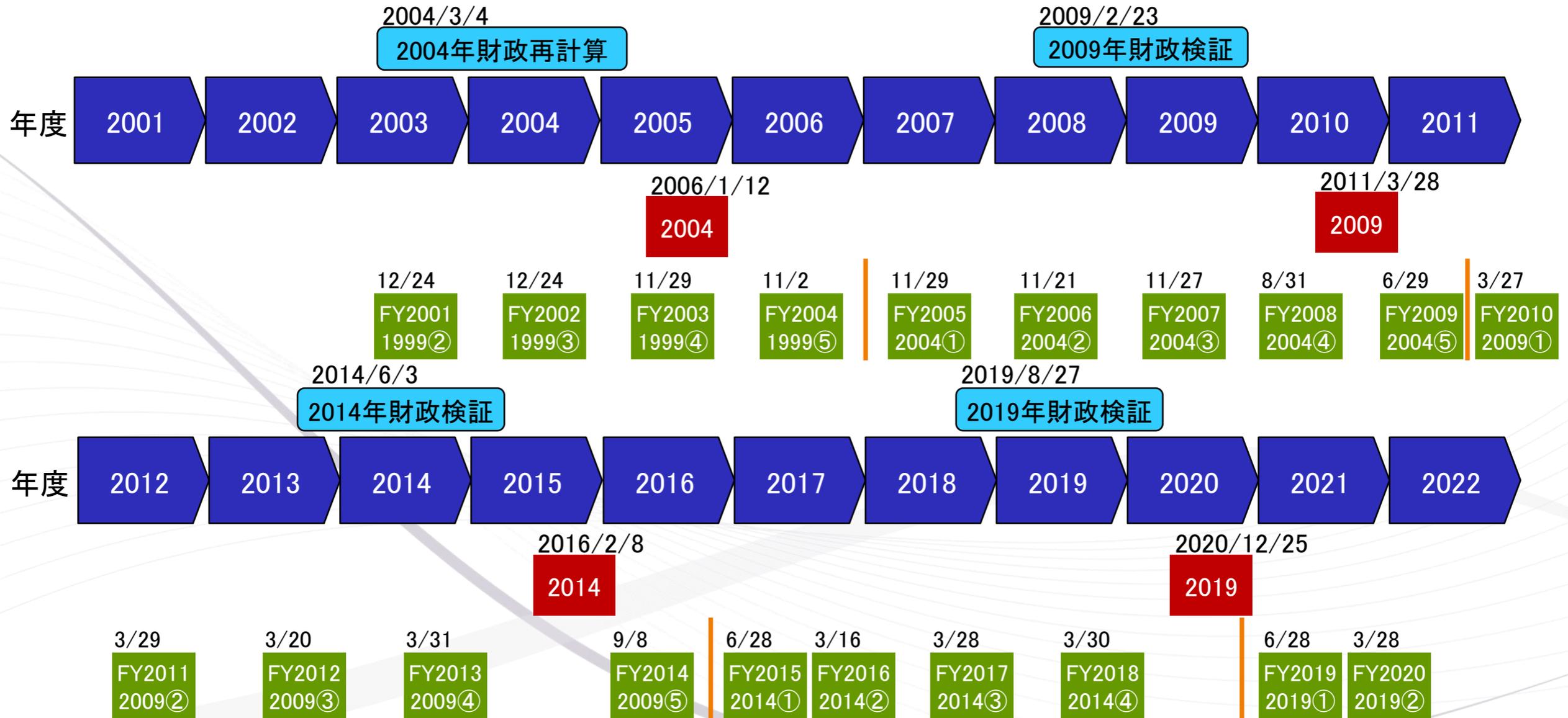
部会長	翁 百合	(株)日本総合研究所理事長	★
部会長代理	野呂 順一	元ニッセイ基礎研究所代表取締役会長	★
委員	小野 正昭	年金数理人	★
委員	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	★
委員	佐藤 久恵	学校法人 国際基督教大学理事	
委員	庄子 浩	公益社団法人 日本アクチュアリー会 前 理事長	
委員	寺井 公子	慶應義塾大学経済学部教授	
委員	枇杷 高志	公益社団法人 日本年金数理人会前副理事長	★
委員	山口 由紀子	相模女子大学 人間社会学部教授	

注) ★は「令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)」公表時のメンバー

➡ 年金数理部会は「年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等」のみで構成されており、他の多くの部会のような「労働者代表」や「使用者代表」の委員は存在しないという特徴がある。

1. 社会保障審議会年金数理部会の概要

これまでに年金数理部会が公表した報告書



XXXX :XXXX年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)

FY**** :****年度公的年金財政状況報告書
XXXX● :XXXX年財政検証に基づく第○回目分析

年金数理部会が実施したセミナー

目的: 数理的な視点を中核としながら、幅広く正確な情報を発信することにより、多くの方々に公的年金財政に関する理解及び年金数理部会の活動に対する理解を深めていただくこと

開催日	名称	テーマ	基調講演等
2005年3月22日	年金数理部会セミナー2005	年金制度の安定性・公平性 — 様々な考え方と現実 —	宮島 洋 権丈 善一
2006年5月18日	年金数理部会セミナー2006	年金財政の安定性と今後 — 財政再計算に基づく財政検証で考える —	—
2007年7月24日	年金数理部会セミナー2007	被用者年金一元化を考える — 法案から見る制度、運営及び財政 —	厚労省年金局 堀 勝洋
2008年7月31日	年金数理部会セミナー2008	北米にみる年金制度の安定性 — ベビーブーマーの受給開始と年金財政 —	坂本 純一
2009年7月28日	年金数理部会セミナー2009	金融危機と年金財政	馬淵 治好 小野 善康
2010年8月20日	年金数理部会セミナー2010	新年金制度の基本原則について	駒村 康平
2013年11月25日	第55回年金数理部会	公的年金財政を考える (諸外国における財政バランスの考え方と自動安定化メカニズムについて)	坂本 純一
2014年11月12日	第60回年金数理部会	公的年金におけるリスク管理について	小野 正昭
2015年11月30日	第67回年金数理部会	被用者年金制度の一元化と今後の年金財政	厚労省年金局 宮武 剛
2018年11月30日	第78回年金数理部会	財政検証とピアレビューについて	坂本 純一
2022年11月28日	第93回年金数理部会	ピアレビューと財政検証	小野 正昭

2. 令和元(2019)年財政検証のポイント

2019 (令和元) 年財政検証の諸前提

人口の前提 — 「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所) 【低位・中位・高位】

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25	男 80.75 女 86.99	死亡高位 (余命の延びが小さい) <ul style="list-style-type: none"> 男 83.83 女 90.21 死亡中位 <ul style="list-style-type: none"> 男 84.95 女 91.35 死亡低位 (余命の延びが大きい) <ul style="list-style-type: none"> 男 86.05 女 92.48

【前回との比較(中位推計)】

- 出生率は**向上** 1.35(2060) ⇒ 1.44(2065)
- 平均寿命は**伸長**
 - 男 84.19 (2060) ⇒ 男 84.95 (2065)
 - 女 90.93 (2060) ⇒ 女 91.35 (2065)
- 高齢化率**低下** 40.4%(2065) ⇒ 38.4%(2065)

労働力の前提 — 「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)
 【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 — 社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
 ⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした【幅の広い6ケース】
 ※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

	将来の経済状況の仮定	経済前提					(参考) 経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年	
		労働力率	全要素生産性 (TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り 実質<対物価> スプレッド<対賃金>		
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ		1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%	
ケースⅢ		0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%	
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライ ンケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ		0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%	
ケースⅥ		経済成長と 労働参加が 進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

【前回との比較】

- 労働参加は**進展**(労働参加が進むケース)
就業率 58.4%(2030) ⇒ 60.9%(2040)
- 経済前提は**控えめ**に設定 (長期の前提)
 - ・TFP上昇率
1.8%~1.0%(ケースA~E) ⇒ 1.3%~0.9%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質賃金上昇率<対物価>
2.3%~1.3%(ケースA~E) ⇒ 1.6%~1.1%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質運用利回り<対物価>
3.4%~3.0%(ケースA~E) ⇒ 3.0%~2.8%(ケースⅠ~Ⅲ)
 - ・実質的な運用利回り<スプレッド(対賃金)>
1.7%~1.1%(ケースA~E) ⇒ 1.7%~1.4%(ケースⅠ~Ⅲ)

その他の制度の状況等に関する前提 — 被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定

経済前提（長期）の設定経緯

2004年財政再計算 社会保障審議会年金資金運用分科会報告をもとに設定

経済改善ケース	基準ケース	経済悪化ケース
---------	-------	---------

2009年財政検証 社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会の報告をもとに設定

経済中位ケース	経済高位ケース	経済低位ケース
---------	---------	---------

年金財政の将来見通しは、人口や経済を含めた将来の状況の予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影 (projection) という性格のものであることに留意すべきである。

2014年財政検証 社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提と積立金運用のあり方に関する専門委員会の報告書をもとに設定

ケースA	ケースB	ケースC	ケースD	ケースE	ケースF	ケースG	ケースH
------	------	------	------	------	------	------	------

2019年財政検証 社会保障審議会年金部会年金財政における経済前提に関する専門委員会の報告書をもとに設定

ケースⅠ	ケースⅡ	ケースⅢ	ケースⅣ	ケースⅤ	ケースⅥ
------	------	------	------	------	------

財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測 (forecast) というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータを一定のシナリオに基づき将来の年金財政へ投影 (projection) するものという性格に留意が必要である。このため、財政検証に当たっては、長期的に妥当と考えられる複数のシナリオを幅広く想定した上で、長期の平均的な姿として複数ケースの前提を設定し、その結果についても幅を持って解釈する必要があるものである。

全要素生産性 (TFP) 上昇率の仮定と実績の比較

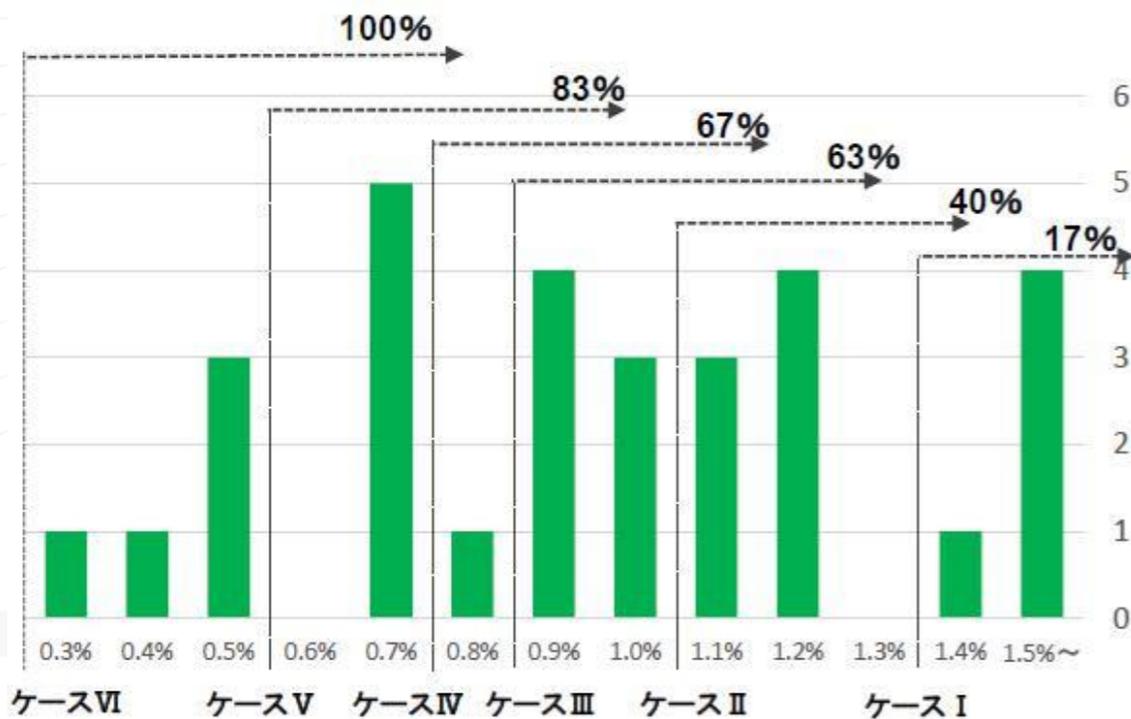
過去30年間(1988~2017年度)の全要素生産性(TFP)上昇率の分布をみると、

- ・ケースⅠの1.3%以上は17%(約2割)
- ・ケースⅡの1.1%以上は40%(約4割)
- ・ケースⅢの0.9%以上は63%(約6割)
- ・ケースⅣの0.8%以上は67%(約7割)
- ・ケースⅤの0.6%以上は83%(約8割)
- ・ケースⅥの0.3%以上は100%(10割)を占める。

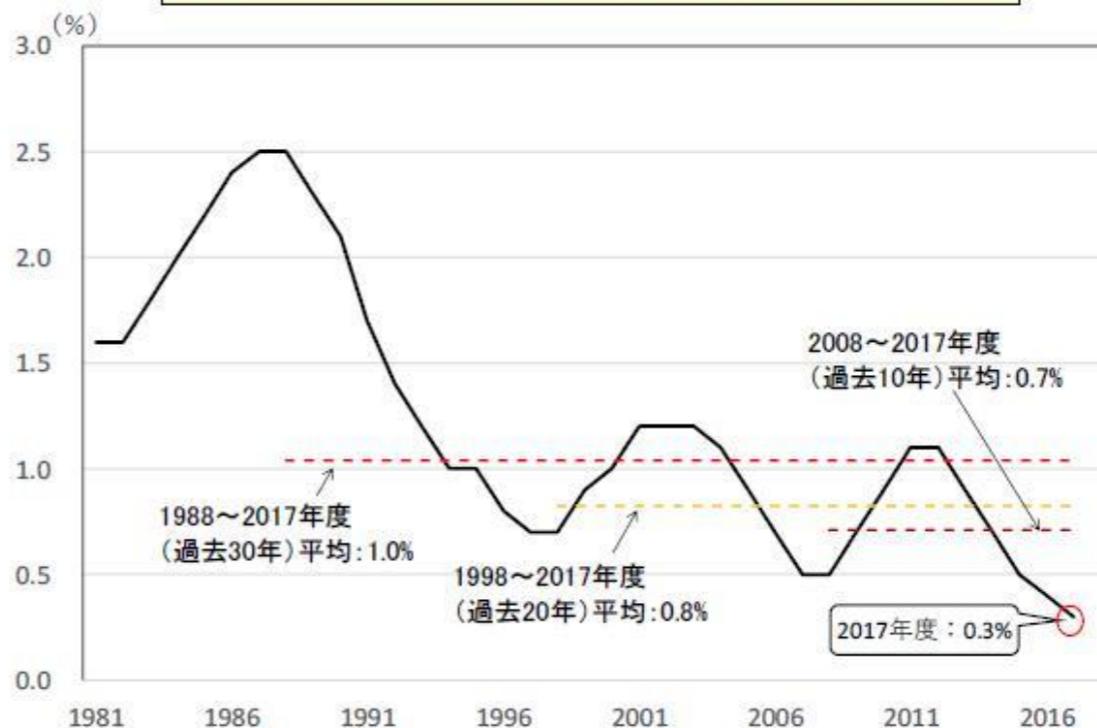
○ 全要素生産性(TFP)上昇率の推移をみると、1990年以前は1.5%以上の水準にあったが、1990年代後半以降は、0.3~1.2%の間を推移している。

○ 全要素生産性(TFP)上昇率の前提(1.3%~0.3%)は、おおむねバブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲(1.2%~0.3%)で設定。

TFP上昇率の分布(1988~2017年度)



TFP上昇率の推移(1981~2017年度)



2. 令和元(2019)年財政検証のポイント

2019 (令和元) 年財政検証の結果

○ 前回の財政検証と同様に、経済成長と労働参加が進むケースでは、マクロ経済スライド調整後も**所得代替率50%を確保**

※ 経済前提は、前回よりも控えめに設定 (実質賃金上昇率 前回: 2.3% ~ 0.7% → 今回: 1.6% ~ 0.4%)

※ 労働供給は、前回よりも労働参加が進む前提 (就業率 前回: 2030年推計: 58.4% → 今回: 2040年推計: 60.9%) [労働参加が進むケース]

※ 所得代替率 … 公的年金の給付水準を示す指標。現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率により表される。

$$\text{所得代替率} = (\text{夫婦2人の基礎年金} + \text{夫の厚生年金}) / \text{現役男子の平均手取り収入額}$$

2019年度: 61.7% 13.0万円 9.0万円 35.7万円

所得代替率	経済前提		給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率		給付水準調整の終了年度		経済成長率 (実質) 2029年度以降 20~30年
	高	低	高	低	高	低	
経済成長と労働参加が進むケース (内閣府試算の成長実現ケースに接続)	ケースⅠ	51.9%	(2046(令和28)年度)				0.9%
	ケースⅡ	51.6%	(2046(令和28)年度)				0.6%
	ケースⅢ	50.8%	(2047(令和29)年度)				0.4%
経済成長と労働参加が一定程度進むケース (内閣府試算のベースラインケースに接続)	ケースⅣ	(50.0%)	(2044(令和26)年度)	(注)46.5%	(2053(令和35)年度)		0.2%
	ケースⅤ	(50.0%)	(2043(令和25)年度)	(注)44.5%	(2058(令和40)年度)	(注)機械的に給付水準調整を進めた場合	0.0%
経済成長と労働参加が進まないケース (内閣府試算のベースラインケースに接続)	ケースⅥ	(50.0%)	(2043(令和25)年度)				▲0.5%

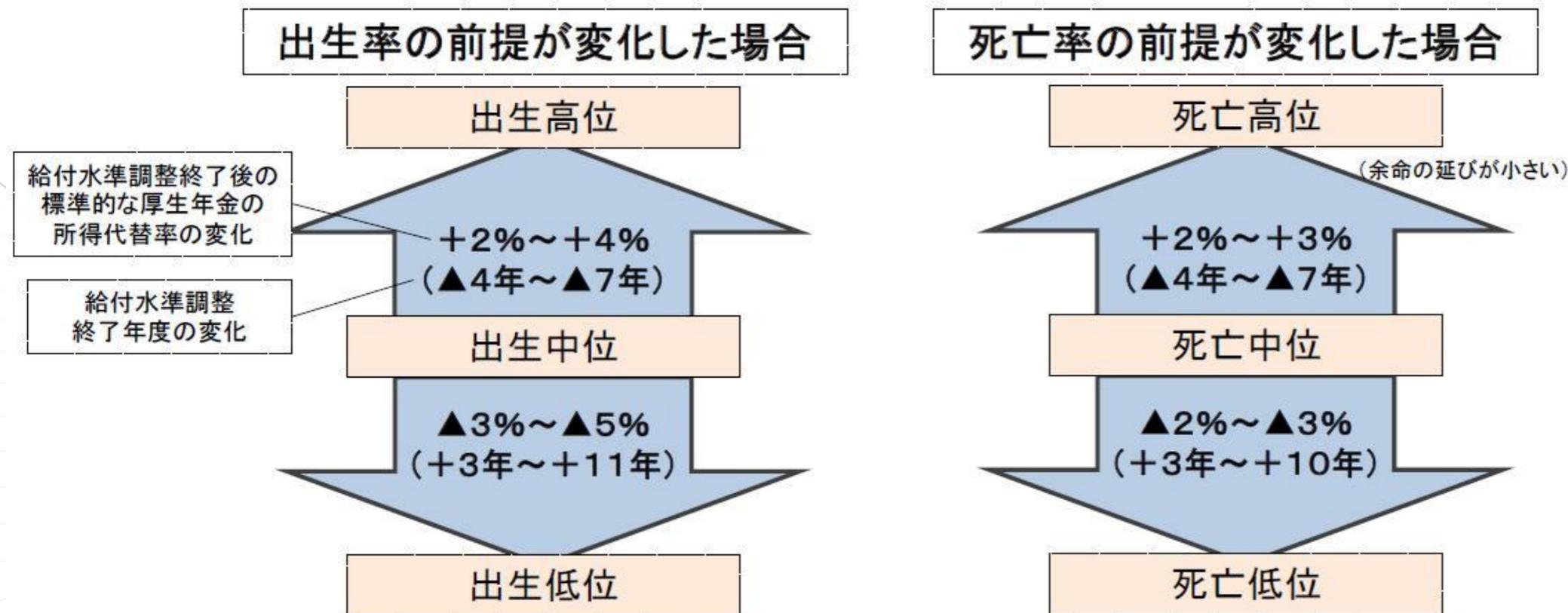
2014年財政検証
ケースA~E
51.0%~50.6%

ケースF~G(注)
45.7%~42.0%

ケースH
完全賦課方式での給付水準は37%~35%程度

※ 2004(平成16)年改正法附則第2条において、「次期財政検証までの間に所得代替率が50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付と費用負担の在り方について検討を行う」とこととされているが、5年後の2024年度の所得代替率の見通しは60.9%~60.0%となっている。

人口の前提が変化した場合の影響



注: 経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	<ul style="list-style-type: none"> 出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25 	<ul style="list-style-type: none"> 男 80.75 女 86.99 	<ul style="list-style-type: none"> 死亡高位 { 男 83.83 女 90.21 } <small>(余命の延びが小さい)</small> 死亡中位 { 男 84.95 女 91.35 } 死亡低位 { 男 86.05 女 92.48 } <small>(余命の延びが大きい)</small>

ピアレビューの意義

制度の安定性の確保の観点から財政検証結果の報告を求め審議

結果・手法のヒアリング

財政検証の結果、
推計の基礎データの取扱い、
推計手法等の確認

財政検証に基づく公的年金制度の
財政検証(ピアレビュー)

- 推計の基礎データ・推計手法の分析・検証
- 推計結果の分析のあり方の検証
- 制度の安定性・公平性の観点からの財政検証の分析・検証
- 今後の財政検証への提言

なお、財政検証の実施主体とは異なる組織による評価・検証は、米国やカナダでも実施されている。以下は米国の例

社会保障諮問委員会



大統領による委員指名

同技術委員会

技術委員会は社会保障諮問委員会の審議を支援するために諮問委員会の指名の下に4年毎に設置されるアクチュアリー、経済学者、人口学者を中心とした専門家の委員会で、社会保障庁の信託理事会が報告する信託基金報告書(Trust Fund Report)の評価、助言、提案を行う。

諮問事項

- 主たる経済的および人口的仮定について適正性を検証し、代替値を検討することの論理的根拠を詳述
- 現行の推計方法について妥当性と適正性を検証し、新たな方法を検討することの論理的根拠を詳述
- 追加的関心から利益を得られる可能性のある特定の仮定ないし方法について協議
- 信託報告書が政策立案者や国民にとって有益性を高めるため、重要な概念の説明を改良する方法を検証

報告書の構成

第1章 令和元(2019)年財政検証の結果

第1節 財政検証とピアレビュー

第2節 令和元(2019)年財政検証結果の概要

第3節 これまでの財政検証との比較

第4節 財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析

前回の財政検証からの変動要因分析、各種財政指標の不確実性、個々の前提に関する感度分析等、様々な観点から分析している。

第2章 公的年金制度の安定性

第1節 公的年金制度の安定性の評価の視点

第2節 公的年金制度の持続可能性

第3節 公的年金制度の給付の十分性

第4節 厚生年金の実施機関ごとの財政状況

公的年金制度の安定性を持続可能性と給付の十分性の観点から分析している。さらに、「追加試算」の結果についても分析している。

第3章 将来見通しの作成過程

第1節 将来見通しの作成過程の全体像

第2節 将来見通しの作成過程の評価の視点

第3節 データの十分性及び信頼性

第4節 設定された仮定(前提)の適切性

第5節 推計方法(数理モデル)の適切性

第4章 情報開示の適切性

第1節 情報開示の適切性の評価の視点

第2節 目的適合性

第3節 的確で分かりやすい将来事象の表現

第4節 情報開示の適切性の評価

第5章 今後の財政検証に向けて

第1節 今後の財政検証への提言

第2節 前回の検証(ピアレビュー)でのその他の提言への対応



「ピアレビューの概要」というスライドに報告書の概要がまとめられている。

令和元(2019)年財政検証にもとづく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)の特徴

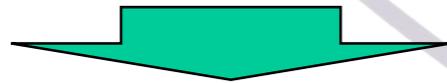
平成27(2015)年10月の被用者年金一元化により、各実施主体(3共済)には財政検証の義務がなくなった。これを受け、令和元(2019)年財政検証は厚生労働省が実施することとなったが、財政見通し等の作成に当たっては、一元化後の厚生年金の各実施機関及び各所管省で協力して作業が行われている。

具体的には

- 脱退率等の実施機関固有の基礎率は各実施機関で作成
- 実施機関毎の将来的な被保険者数の見込み方(人口に対する一定比率等)を共有
- 厚生労働省で算出した実施機関毎の将来の被保険者数を相互確認
- 厚生労働省で財政検証作業を実施

これによって変わったこと

- 従来は各実施機関から計算結果を受領・集計し、マクロ経済スライドによる給付調整、基礎年金拠出金/同交付金、厚生年金拠出金/同交付金といった制度間の資金の授受を算出し、財政検証(再計算)結果を公表していた。
- 被用者年金一元化後は、一部の基礎率の作成・確認を除き、財政検証の作業は厚生労働省がまとめて行うこととなったため、厚生労働省内での様々な試算を行いやすくなったと考えられる。

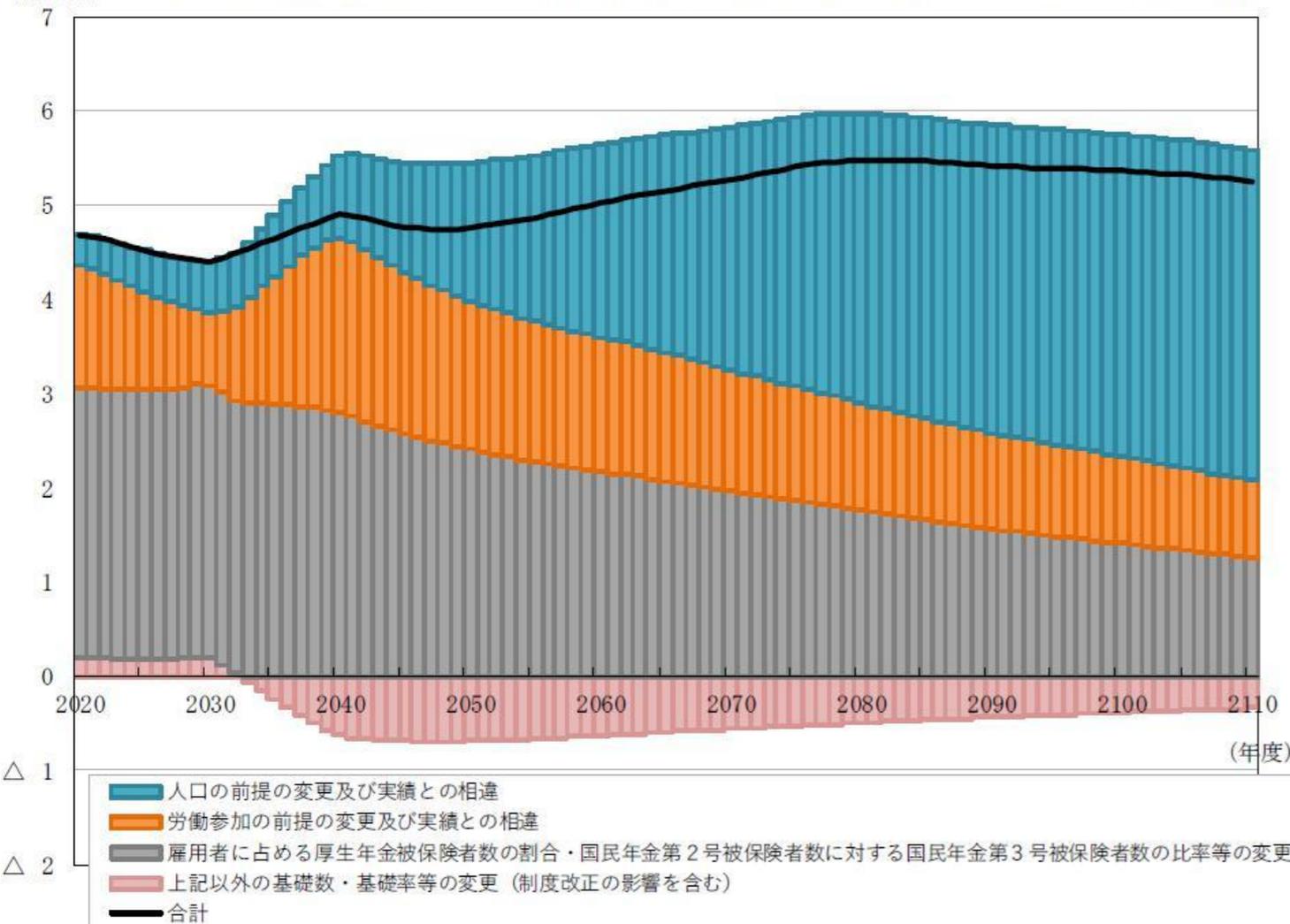


従来から公表している感応度分析(経済前提 I ~ VI、出生、死亡による差異)に加え、ピアレビューでは、よりきめ細かい変動要因分析・感応度分析を実施している。

変動要因分析～厚生年金被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

□近い将来では「雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」の影響が大きく、遠い将来では、「人口の前提の変更及び実績との相違」の影響が大きい。

(百万人) (平成26(2014)年財政検証(ケースE)から令和元(2019)年財政検証(ケースⅢ)への変化の分析)

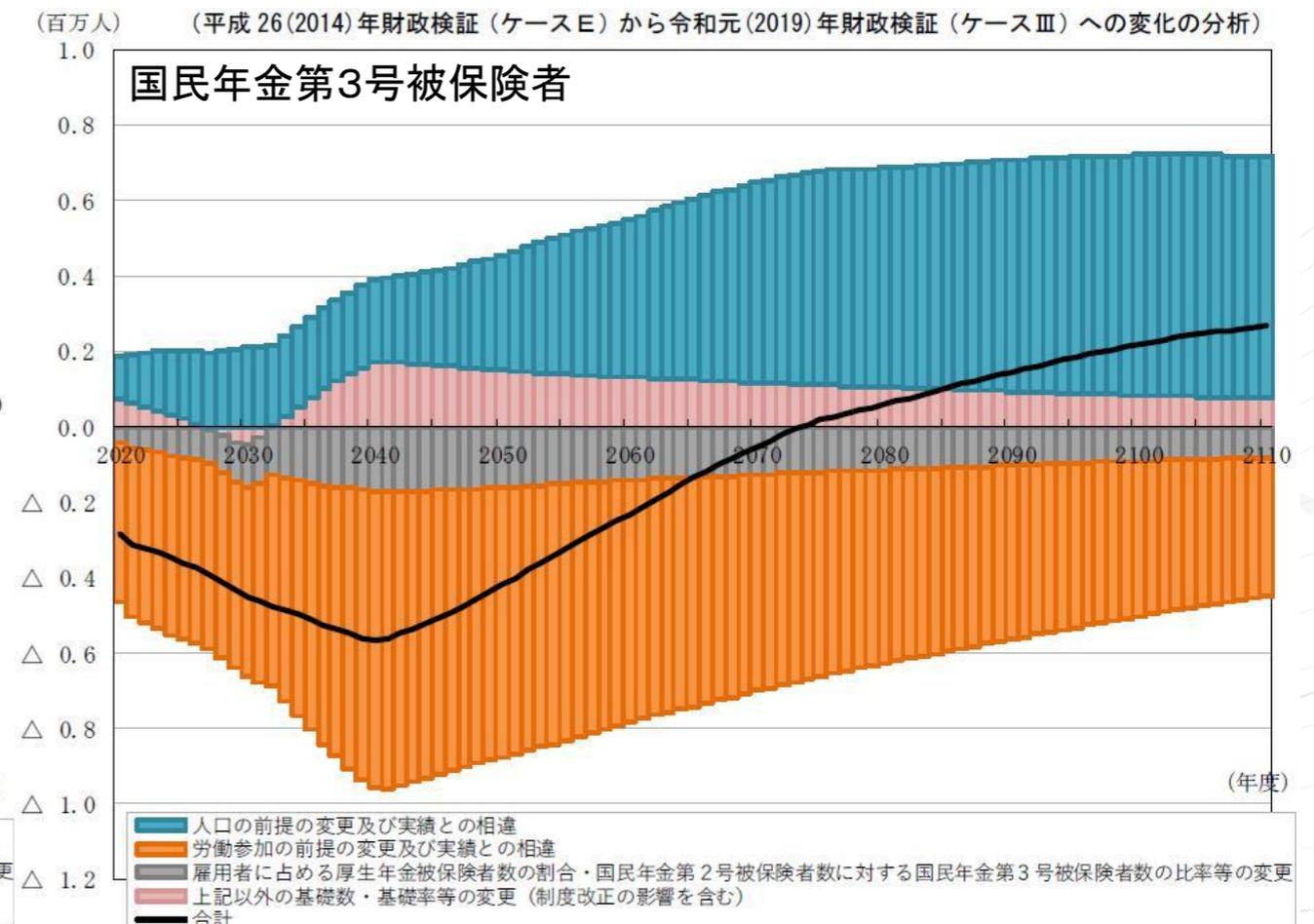
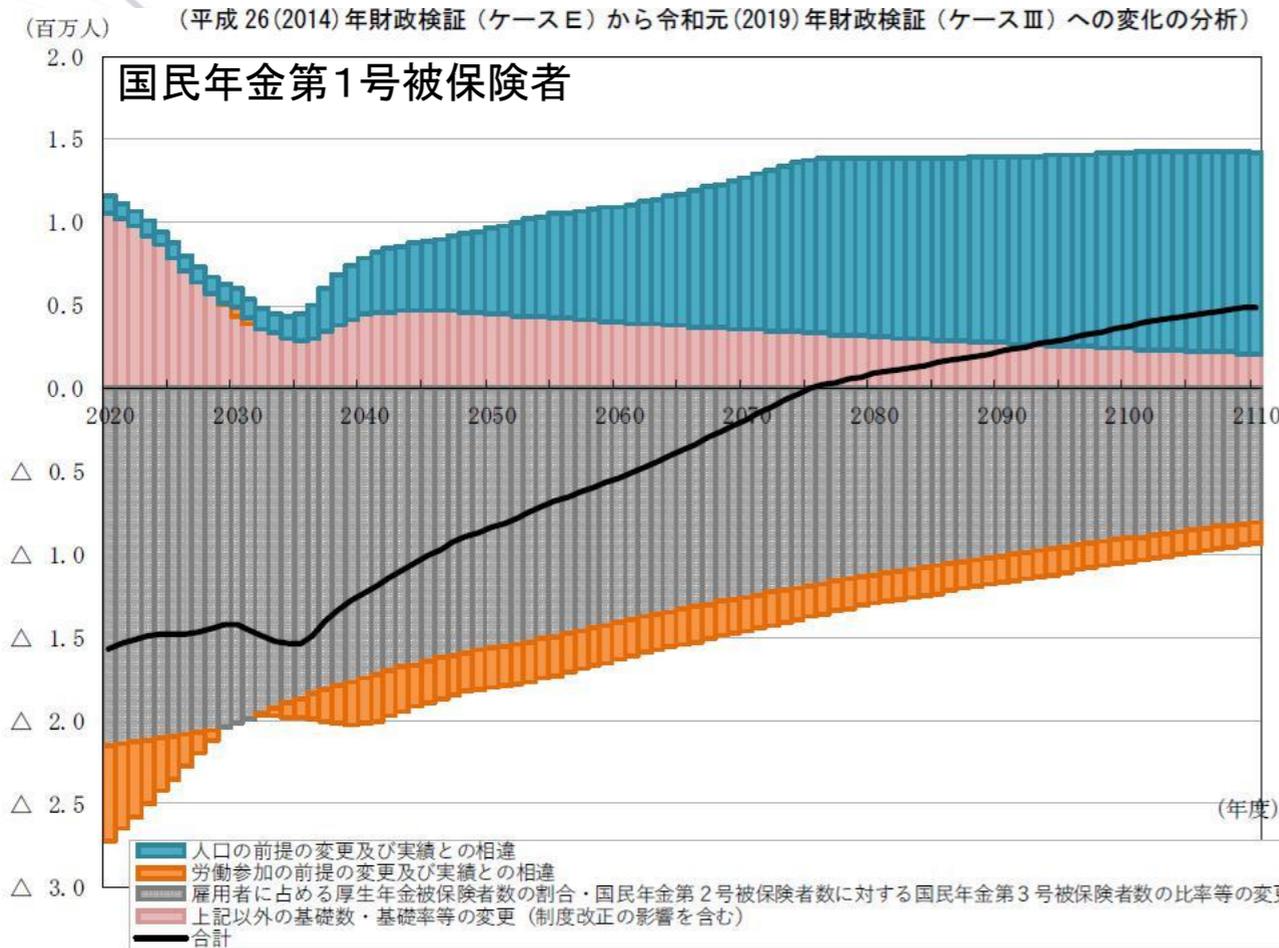


「人口の前提の変更及び実績との相違」には出生率の見通しの上昇が含まれている。

3. ピアレビュー(2020年12月)のポイント

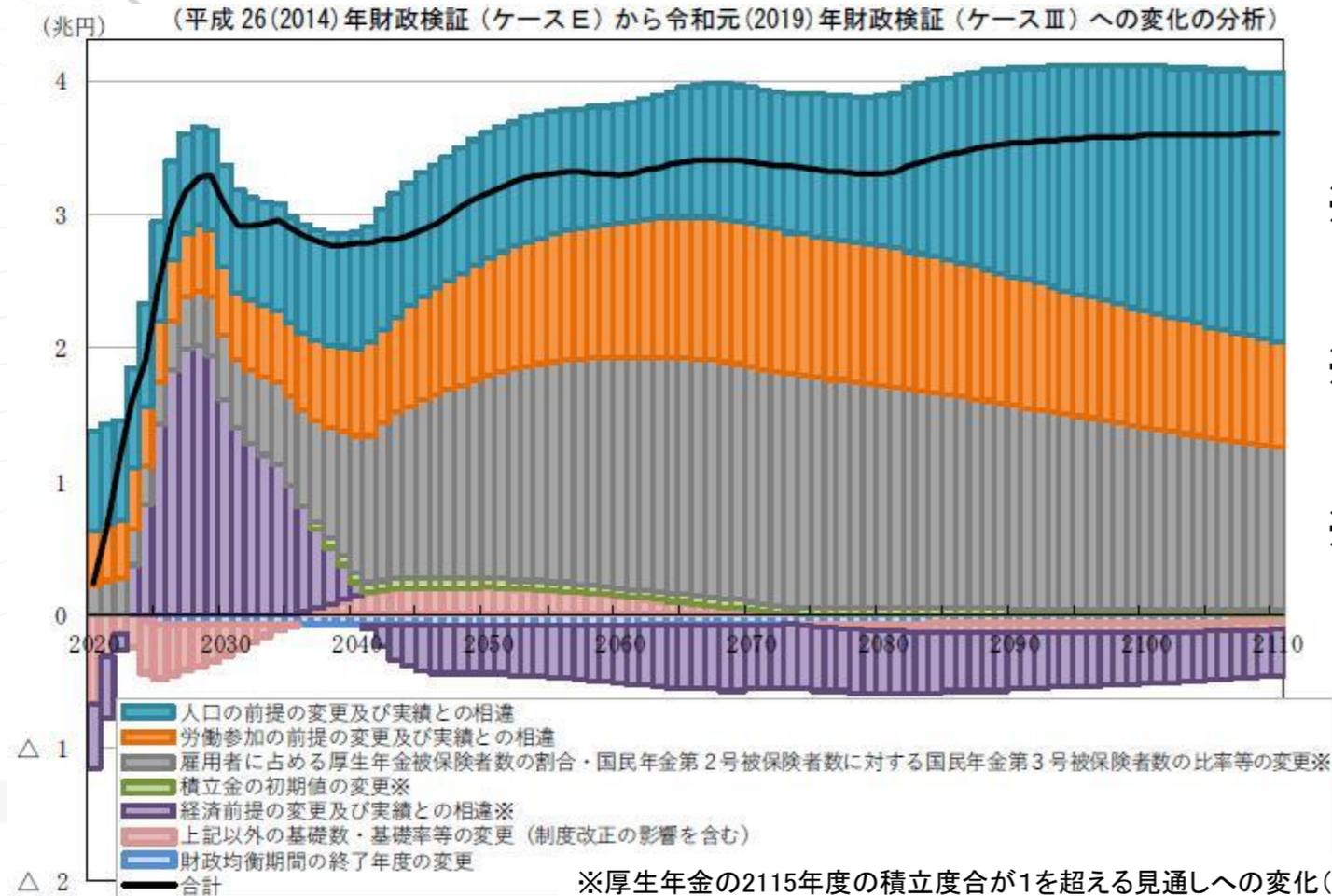
変動要因分析～国民年金第1号・第3号被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

- 第1号:当初は「雇業者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が下方シフトの大きな要因となっているが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。
- 第3号:当初「労働参加の前提の変更及び実績との相違」が下方シフトの大きな要因であるが、2070年代半ば以降では「人口の前提の変更及び実績との相違」がそれを上回る上方シフトの要因となっている。



変動要因分析～厚生年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004年度価格】

- 「人口の前提の変更及び実績との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が全期間にわたって上方シフトに寄与する主な要因※1,※2。
- 「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは概ね上方シフトに寄与し、その後は下方シフトに寄与。当初上方シフトに寄与するのは既裁定者の年金額改定率の相違によるところが大きい※3。

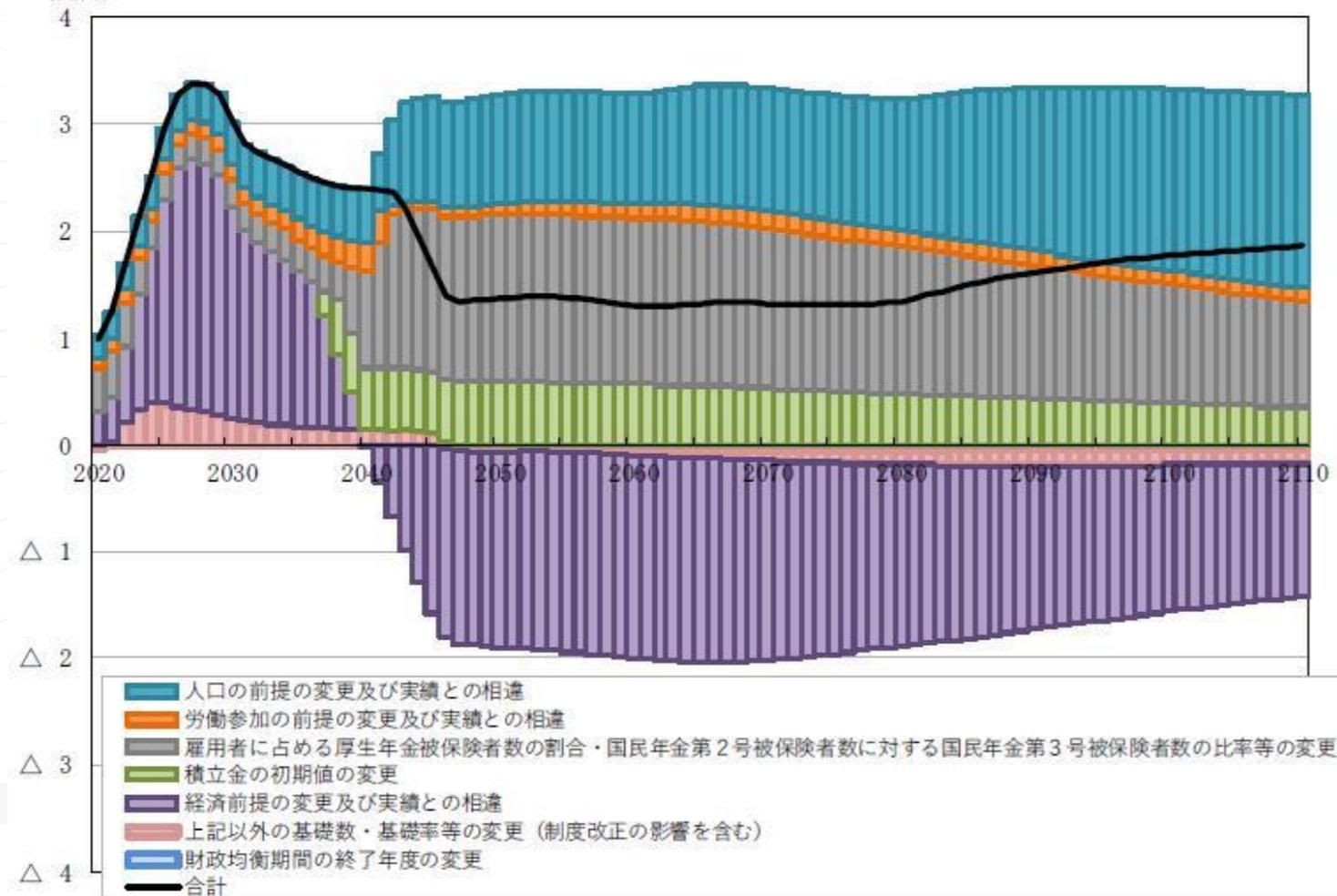


- ※1 これらはいずれも被保険者数の上方シフトに寄与する要因であるが、これに伴って給付費もやや遅れて上方シフトしている。
- ※2 「人口の前提の変更及び実績との相違」は、出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、遠い将来になるほど寄与が大きい。
- ※3 既裁定者の年金額改定率は基本的に物価変動率であり、これは財政検証では賃金変動率よりも概ね低くなると見通されているが、この物価変動率と賃金変動率の差が平成26(2014)年財政検証よりも、実績及び令和元(2019)年財政検証の経済前提の方が小さくなっている。

変動要因分析～基礎年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004年度価格】

- 「人口の前提の変更及び実績との相違」※1、「雇用に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」※2は、全期間を通じて上方シフトに寄与する主要な要因。
- 「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040年頃までは上方シフトに寄与する要因となっているが、その後は下方シフトに寄与する要因となっている。当初上方シフトに寄与する理由は厚生年金給付費と同様である。※3

(兆円) (平成26(2014)年財政検証(ケースE)から令和元(2019)年財政検証(ケースⅢ)への変化の分析)



- ※1 出生率の見通しの上昇による寄与も含まれ、基礎年金の受給者数が上方シフトしているほか、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れている。
- ※2 国民年金第1号被保険者が減少し厚生年金被保険者が増加することにより、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかする効果が現れている。
- ※3 その後下方シフトに寄与することになるのは、マクロ経済スライドによる給付調整が進むためである。

賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の変化－基礎年金

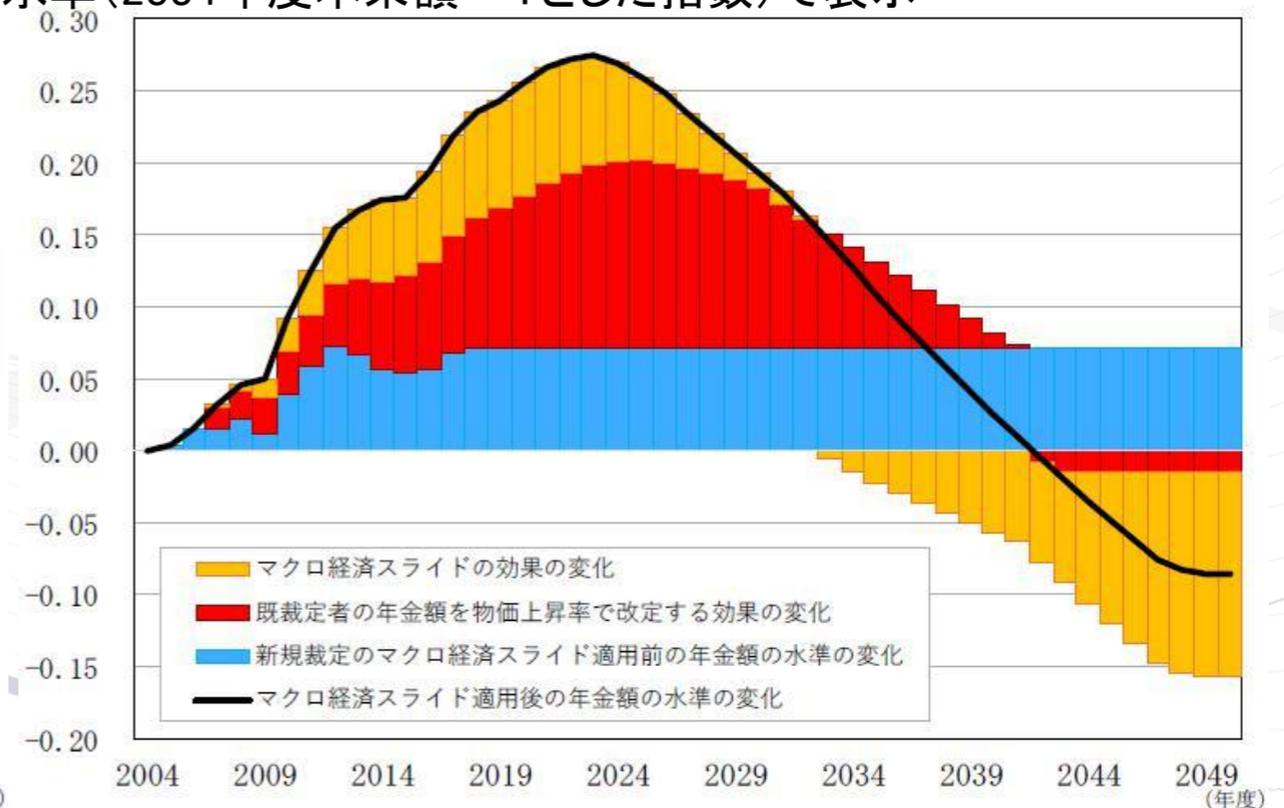
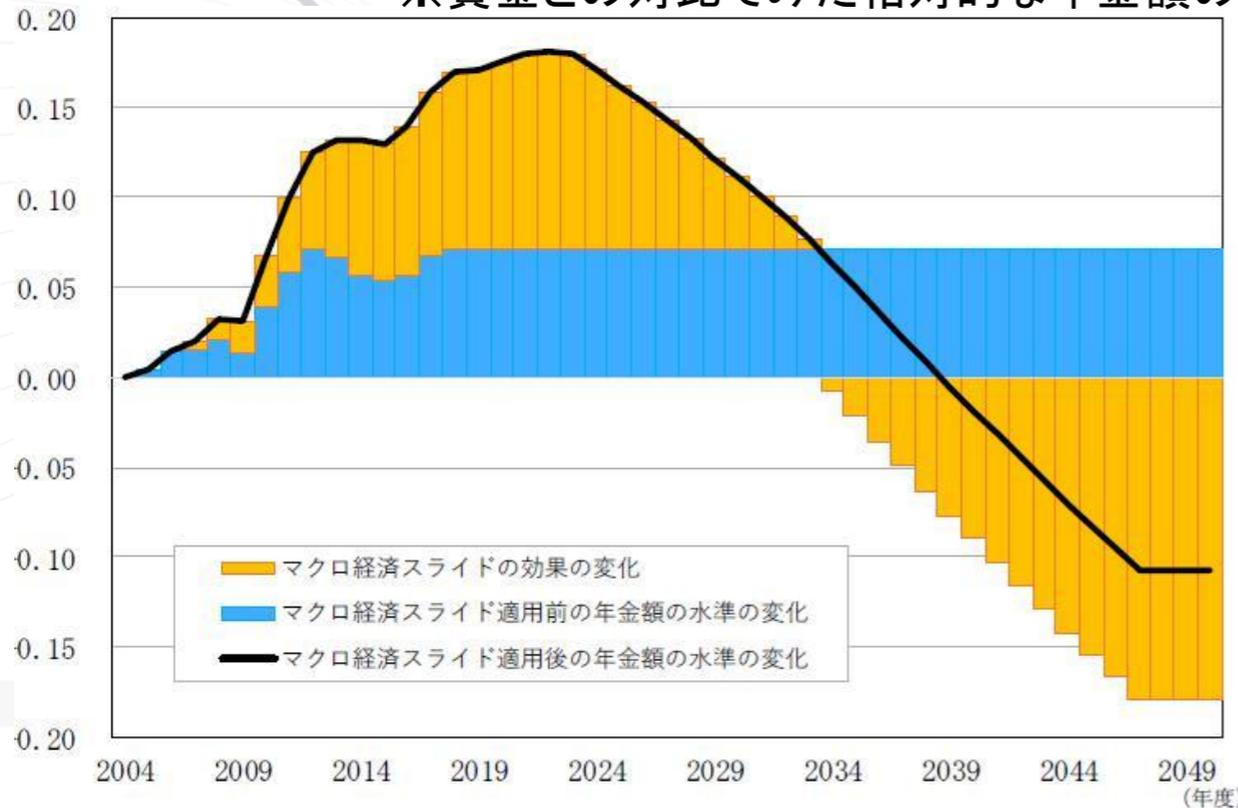
- 賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の見通しは、高まる方向に変化しており、2004年度から2020年度前後にかけてそれが拡大している。
- その要因としては、3つの分析要因いずれからも一定の寄与が認められるが、新規裁定では「マクロ経済スライドの効果の変化」によるところが比較的大きく、既裁定では「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」が比較的大きい。

平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【基礎年金・新規裁定】

【基礎年金・既裁定(2004年度に既に受給権を得ていた者)】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)で表示



賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の変化－厚生年金

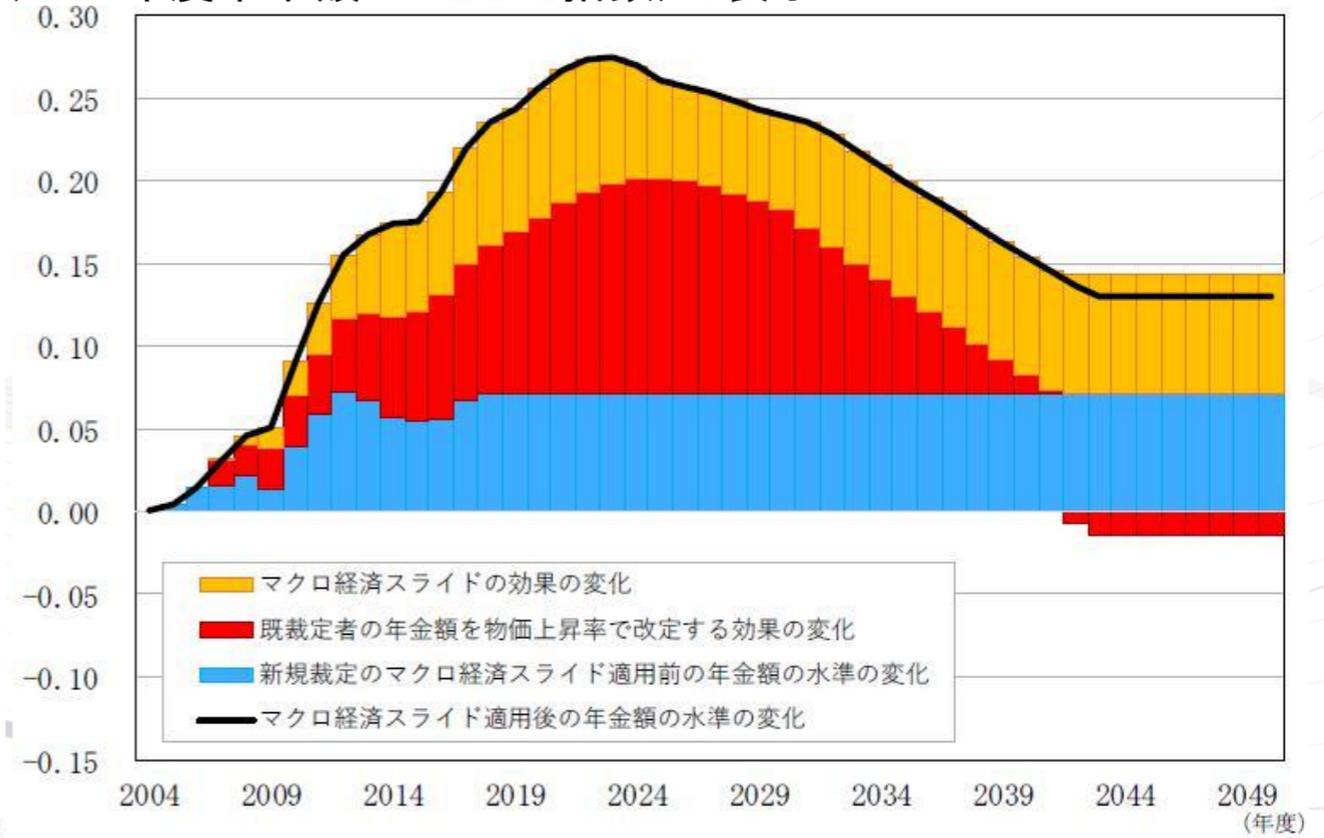
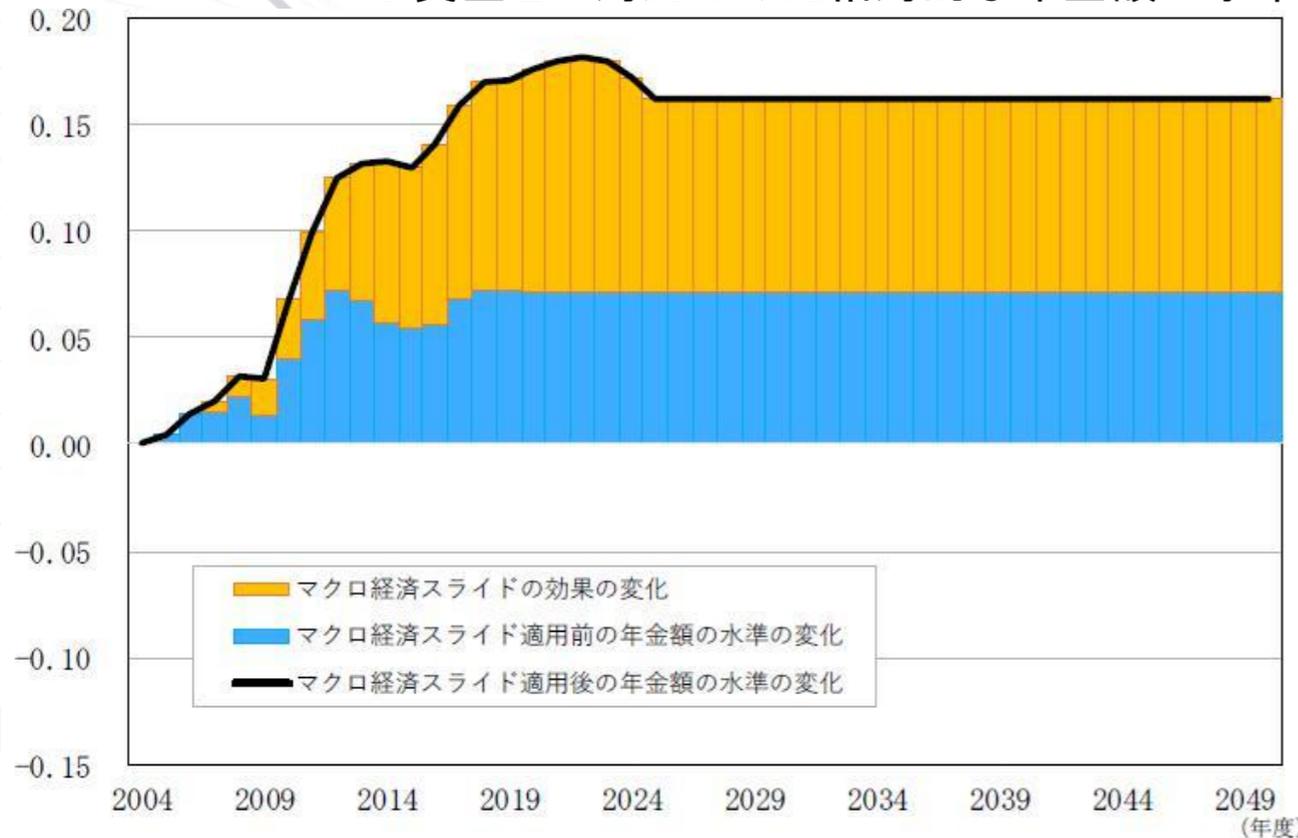
- 厚生年金も、2004年度から2020年度前後にかけての変化は基礎年金と同様。
- 厚生年金では、基礎年金とは異なり、マクロ経済スライドの効果が最終的にプラスのままであるが、これは、年金額の水準以外の要素も作用した結果、マクロ経済スライドによる調整が緩和していることを意味する。

平成16(2004)年財政再計算から令和元(2019)年財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【厚生年金・新規裁定】

【厚生年金・既裁定(2004年度に既に受給権を得ていた者)】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額=1とした指数)で表示



3. ピアレビュー(2020年12月)のポイント

所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

- 厚生年金の標準的な年金(夫婦2人の基礎年金含む)の所得代替率のシフトの要因については、「人口の前提の変更及び実績との相違」、「雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合・国民年金第2号被保険者数に対する国民年金第3号被保険者数の比率等の変更」が上方シフトに寄与する主な要因となっている。
- 一方で「経済前提の変更及び実績との相違」は、下方シフトに寄与する主な要因となっている。

	平成26年 財政検証 (ケースE)	変更する事項							令和元年 財政検証 (ケースⅢ)
		人口の前提 の変更 及び実績 との相違	労働参加 の前提の 変更及び 実績との 相違	雇用者に占 める厚生年 金被保険者 数の割合・ 国民年金第 2号被保険 者数に対す る国民年金 第3号被保 険者数の比 率等の変更	積立金の 初期値の 変更	経済前提 の変更及 び実績と の相違	左記以外 の基礎数 ・基礎率 等の変更 (制度改正 の影響を 含む)	財政均衡 期間の 終了年度 の変更	
	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	%
所得代替率	50.6	+2.0	+0.4	+2.4	+0.9	-4.4	-0.9	-0.2	50.8
基礎年金部分	26.0	+1.3	-0.0	+2.2	+0.9	-3.9	-0.3	-0.1	26.2
報酬比例部分	24.5	+0.7	+0.4	*+0.2	*+0.0	*-0.6	-0.6	-0.1	24.6

※ 厚生年金の2115年度の積立度合が1を超える見通しへの変化(からの変化)となっているため、変更による所得代替率への影響が小さく現れていると考えられる。

感応度分析～物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り

- 令和元(2019)年財政検証のケースⅢの長期の前提について、機械的に①対物価での実質賃金上昇率を上昇又は低下させた場合、②対賃金での実質的な運用利回りを上昇又は低下させた場合の試算を行った。
- 実質賃金上昇率を0.5%ポイント上昇(又は低下)させた場合は、所得代替率は1.7%ポイント以上上昇(3.1%ポイント低下)し、マクロ経済スライドの終了年度は3年早まる(4年延長される)結果となった。
- 実質的な運用利回りを0.5%ポイント上昇(又は低下)させた場合は、所得代替率は2.1%ポイント上昇(2.0%ポイント低下)し、マクロ経済スライドの終了年度は4年早まる(3年延長される)結果となった。

	感応度分析の基準(ケースⅢ)	物価上昇率が変動した場合				賃金上昇率(実質)が変動した場合				運用利回り(スプレッド)が変動した場合			
		ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
物価上昇率	1.2%	+0.5	+0.1	-0.1	-0.5								
賃金上昇率(実質)	1.1%					+0.5	+0.1	-0.1	-0.5				
運用利回り(スプレッド)	1.7%									+0.5	+0.1	-0.1	-0.5
所得代替率	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
	50.8	+0.5	+0.1	-0.2	-1.0	※+1.7以上	+0.5	-0.5	-3.1	+2.1	+0.4	-0.4	-2.0
基礎年金部分	26.2	+0.4	+0.1	-0.1	-0.9	+1.1	+0.3	-0.3	-1.8	+1.6	+0.3	-0.3	-1.4
報酬比例部分	24.6	+0.1	+0.0	-0.0	-0.1	※+0.7以上	+0.2	-0.2	-1.3	+0.5	+0.1	-0.1	-0.6
給付水準調整終了年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
	2047	-1	-1	±0	+2	-3	-1	±0	+4	-4	-1	±0	+3
基礎年金部分	2047	-1	-1	±0	+2	-3	-1	±0	+4	-4	-1	±0	+3
報酬比例部分	2025	-1	±0	±0	±0	※-6以上	-1	+1	+5	-3	-1	±0	+2

※ 厚生年金の2115年度の積立度合が1を超える見通しとなっているため、「以上」と表記している。

感応度分析～足下の積立金

- 足下の積立金は、基本的には市場価格で評価した2017年度末実績に基づいている。この評価額は金融市場の短期的な変動の影響を受けやすい性質があることから、積立金が仮に10%増減した場合の試算を行った。
- 積立金が10%増加した場合は所得代替率は1.5%ポイント上昇、マクロ経済スライドの終了年度は3年短縮、積立金が10%減少した場合は所得代替率は1.7%ポイント低下、マクロ経済スライドの終了年度は3年延長される結果となった。

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)		足下積立金(2017年度末)が変動した場合	
	足下積立金 (2017年度末)	億円		
国民年金	116,014		足下積立金×1.1	足下積立金×0.9
厚生年金	1,991,060		足下積立金×1.1	足下積立金×0.9

	%	ポイント	ポイント
所得代替率	50.8	+1.5	-1.7
基礎年金部分	26.2	+1.4	-1.5
報酬比例部分	24.6	+0.2	-0.2

	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2047	-3	+3
基礎年金部分	2047	-3	+3
報酬比例部分	2025	-1	±0

感応度分析～被保険者数

- 年金財政は被保険者数の動向にも大きく影響されることから、厚生年金被保険者数が仮に1%増加又は減少し、同人数の国民年金第1号被保険者が減少又は増加する場合の試算を行った。
- 厚生年金被保険者数を1%増加(国民年金第1号被保険者数を減少)させた場合、所得代替率は0.6%ポイント上昇、マクロ経済スライドの終了年度は2年短縮、厚生年金被保険者数を1%減少(国民年金第1号被保険者数を増加)させた場合、所得代替率は0.6%ポイント低下、マクロ経済スライドの終了年度は1年延長される結果となった。

	感応度分析の基準 (ケースⅢ)	厚生年金被保険者数が増加した場合		厚生年金被保険者数が減少した場合	
		被保険者数×1.01 〔第1号厚生年金 20～59歳〕	被保険者数×1.01 〔第1号厚生年金 20歳～〕	被保険者数×0.99 〔第1号厚生年金 20～59歳〕	被保険者数×0.99 〔第1号厚生年金 20歳～〕
厚生年金	出生中位 死亡中位				
国民年金	経済成長と 労働参加が進む	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ減少	国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加	20～59歳について 国民年金第1号を 厚生年金被保険者の 増加分だけ増加
所得代替率	%	ポイント	ポイント	ポイント	ポイント
	50.8	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
基礎年金部分	26.2	+0.6	+0.6	-0.6	-0.6
報酬比例部分	24.6	-0.0	+0.0	-0.0	-0.0
給付水準調整 終了年度	年度	年度	年度	年度	年度
	2047	-2	-2	+1	+1
基礎年金部分	2047	-2	-2	+1	+1
報酬比例部分	2025	±0	±0	±0	±0

公的年金制度の安定性の要旨

公的年金制度の安定性の評価の視点

- 公的年金制度の安定性を「持続可能性と給付の十分性が、将来にわたり、ともに保たれている状況にあること」と定義する。
- まず、持続可能性については、積立水準、各種財政指標、収支項目のGDP比を総合的に考慮して評価する。
- 持続可能性に関連して、厚生年金の各実施機関において、給付費や拠出金などの支出が期限どおりにできることも検証する。
- また、給付の十分性については、所得代替率(基礎年金、報酬比例年金への分解を含む。)と世帯人員1人当たりでみた賃金水準ごとの給付水準により評価する。
- なお、公的年金制度の安定性については、前述の「これまでの財政検証との比較」や「財政検証に含まれる不確実性と感応度分析」での考察も参考にして、将来の不確実性を念頭に置きながら評価を行うこととする。

公的年金制度の安定性の評価結果

- 公的年金制度の持続可能性については、人口や経済の動向に影響されるが、財政均衡を確保する観点から深刻な状況に陥るのは、経済環境がケースVIのように著しく低迷する場合である。
- 給付の十分性については、経済がふるわない状況での給付水準には平成28(2016)年改正による改善が見られるものの、所得代替率50%を基準とすれば、今後の社会経済情勢次第であると言える。
- 基礎年金における今後の給付水準調整の程度が、厚生年金の報酬比例部分と比べて大きいことにも引き続き懸念が残る。将来の給付水準調整の程度が、基礎年金部分のウェイトが大きいほど、すなわち低所得者層ほど大きくなると見込まれることに加え、厚生年金の所得再分配効果が低減することにもなり、今後低所得者層での給付の十分性が懸念される。

今後の財政検証への提言(第5章 第1節からの抜粋)

公的年金の財政検証を巡る課題や留意点を整理し、今後の財政検証に向けた提言を行う

- ① 基礎年金の給付水準調整期間の長期化への適切な対応
 - 基礎年金の給付水準調整期間の長期化に伴う将来の基礎年金水準の低下への対応について引き続き検討が必要
- ② 性別、世代別、年金額階級別の分布推計
 - 将来の年金額の分布推計は極めて重要と考えられる
- ③ 経済前提の設定に関する更なる研究・検討
 - 実質賃金上昇率が更に低水準である前提の追加、GPIFの実績について過去と今後の基本ポートフォリオの相違を補正、高齢化とTFPとの関連性等
- ④ 積立金の初期値の設定方法
 - 積立金の数理的評価の導入
- ⑤ 推計方法の改善の検討
 - 繰下げ受給の見込み等
- ⑥ 確率的将来見通し
 - 将来の趨勢を確率変動させる実用的な方法は見当たらず、・・・現状の技術の下での確率的将来見通しを財政検証で作成・公表することを前提とした提言を引き続き行うことに対して現時点では慎重にならざる得ないとの結論に至った。(後述)
- ⑦ マクロ経済スライドの最終年度の決定方法
- ⑧ 情報開示の方法や内容を分かり易くする工夫
 - 所得代替率と物価で割り戻した年金額との関係(異時点間の数値の比較に関するわかりやすい公表)
- ⑨ 有限均衡方式の特性についての説明
- ⑩ 前回財政検証からの変動要因分析
- ⑪ 財政検証の実施体制の整備
- ⑫ その他

確率的将来見通しについて

平成16年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(2006年1月12日)

第6章 年金財政の評価

3. 今後の財政再計算等の際の要留意、要検討項目

前提の変更については、それぞれを別個に変えてみるだけでなく、全体が動いたときの財政の動きをみる必要もある。この一つの方法として、確率的将来見通し(Stochastic Projection)を作成することが考えられる。これは、アメリカの社会保障制度OASDIの報告書で行われているものであるが、各基礎率について一定の確率分布をすると考え、その確率で実現するとした試算を数多く行うことにより、当該制度の財政状況の将来のあり得る可能性(確率)を計算するものである。ただ、どの基礎率について、どのような分布を設定するか、複数の基礎率間の整合性をどうするか、どのくらいの回数のシミュレーションを行うか、結果をどのように表現していくか、といった問題点がある。(中略)しかし、ある程度の割り切りをした上でも、この確率的将来見通しを作成していくことは、年金制度の安定性をより詳細に検討するために不可欠のものとなっていくと考えられ、各制度の担当者による検討が望まれる。

平成26年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)(2016年2月8日)

第10章 平成26年財政検証・財政再計算の評価及び今後の財政検証への提言

2 今後の財政検証への提言(3) 確率的将来見通し

確率的将来見通しについては、年金財政の安定性をより詳細にみるための有効な手段として、これまでの当部会の報告書でも提言してきたところである。(中略)ただし、これには、対象基礎率の選定、基礎率の分布の設定、基礎率間の整合性、必要なシミュレーションの回数、結果の表現方法等様々な課題があり、実施に当たってはある程度の割り切りが必要であることも同時に述べてきたところである。当部会では、今回も引き続き確率的将来見通しの検討の必要性につき提言したい。特に、今回のように複数の経済前提に基づく結果が並列的に扱われていると、給付水準調整終了年度を決定するという財政検証本来の目的が果たせなくなることが懸念されることから、確率的将来見通しはこれに対する対応策の一つとなり得ると考える。

確率的将来見通しについて

部会合同作業班における演者のコメント

- ピーター・ドラッカー: 未来は予測不能である。未来を予測しようとするれば、現在の自分の信用を落とすだけである。
 - ラプラス(数学者)の論拠不十分の原理: 確率分布が未知である場合、ひとつひとつの状態が生起する公算が互いに等しいとみなす方が論理的妥当性を持つ。
- (以上は、権丈善一(「将来のことを論ずるにあたっての考え方」、月刊JMS 2020年3月号)より)
- 現在の財政検証の考え方(「投影」であり「予測」ではない)はこれらにもとづいていると考えられ、前回までのピアレビューはこれをどのように受け止めたかが問われている。
 - 米国の社会保障庁の数理レポートには確率的シミュレーションが掲載されているが、あくまで「付録」であり、かつ多くの留意点が述べられている。中心的シナリオの周りの確率分布を示すとして、中心的シナリオは誰がどのような責任で選択するのか? 前回ピアレビューまで、ある意味惰性で続けてきたこの提案は、取り下げを含めて見直す必要があると考える。

令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証(ピアレビュー)(令和2(2020)年12月25日)

第5章: 今後の財政検証に向けて

これまでのピアレビューでは、確率的将来見通しの検討が提言されてきた。これに対して令和元(2019)年財政検証の実施担当者からは「実施するためには課題が多いと認識している」との見解が示された。公的年金の超長期推計では、社会経済情勢に関する前提は、将来予想される趨勢を織り込んでフォワードルッキングに設定することが不可欠であるが、こうした将来の趨勢を確率変動させる実用的な方法は見当たらない。また、仮に結果の確率分布が何らか算出できたとしても、超長期にわたり推計の不確実性が高いなかで、その妥当性を評価又は判断することは難しいと考えられる。こうした点を踏まえれば、現状の技術の下での確率的将来見通しを財政検証で作成・公表することを前提とした提言を引き続き行うことに対して現時点では慎重にならざるを得ないとの結論に至った。

しかしながら、確率モデルの技術に関して、将来的な技術進歩の可能性もあることから、諸外国や他の諸分野の動向を継続的に調査し、研究する必要があると考えられる。

最後に、年金数理部会に対する考え方について、私見を述べさせていただきます。

- ✓ 私を含め、年金数理部会には複数の民間企業出身の委員が在籍しています。民間企業は資本主義市場経済という社会のダイナミズムのなかで活動する主体ですので、結果として、私たちの知識のベースは主流派経済学と整合する金融経済学等になります。しかし、公的年金にかかわらせていただき、公的年金等の社会保障制度は社会の安定を提供することで経済のダイナミズムを支える存在であることを強く認識するとともに、社会保障制度に市場経済の理論や基準をそのまま適用することには疑問を感じるようになりました。
- ✓ 年金数理部会は「年金数理に関する専門的な知識、経験を有する者等」から構成される部会であり、その設置主旨からも政策を立案する機能からは距離があると考えます。政策立案は、内閣官房の全世代型社会保障構築会議、社会保障審議会年金部会等の会議で議論されるものと考えます。
- ✓ 年金数理部会が毎年公表する「公的年金財政状況報告書」は、複数ある実施機関の運営実績を集計・分析したものであり、公的年金制度全体や財政状況の現在地を把握するうえで有用な資料だと思います。また、「財政検証(ピアレビュー)」は公的年金の財政検証を別の専門家が確認・評価したものであり、他国の例からも意義のあるものだと思います。
- ✓ 年金数理部会が公表する報告書については、率直なところ、読んで理解する気になる人は少ないと思います。報告書の公表のあり方として、平成29(2017)年度以降の財政状況報告書から「概要」というプレゼン資料を作成し、さらに「ポイント」(要旨)を3ページ程度に圧縮して、読み易さを追求しました。今後は、例えば厚労省の報道発表資料(プレスリリース)として「ポイント」を発信する、令和元(2019)年財政検証の時のように年金部会において報告し、政策立案の素材を提供する等が考えられます。
- ✓ 本日のような年金数理部会セミナーの役割が「数理的な視点を中核としながら、幅広く正確な情報を発信することにより、多くの方々に公的年金財政に関する理解を深めていただくこと」だとすれば、開催頻度を高め、視聴者の皆さんからご意見を募り、それを参考に改良していく等が有効と考えられます。皆様からのご意見をお待ちしています。

ご静聴、ありがとうございました

